

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第5回)

- 第1 日 時 平成31年1月15日(火) 自 午後 3時55分
至 午後 5時58分
- 第2 場 所 川越少年刑務所
- 第3 議 題 1 性犯罪再犯防止指導を受講した受刑者からのヒアリング
2 性犯罪受刑者処遇に携わる専門家からのヒアリング
- 第4 議 事 (次のとおり)

議 事

1 性犯罪再犯防止指導を受講した受刑者からのヒアリング

(1) 1人目

- 質問者（矯正局成人矯正課職員）
- 被聴取者（受刑者）

<本件性犯罪について>

- ここでは、性犯罪再犯防止指導（以下「R3」という。）を始めとした性犯罪対策について検討しているところですが、有効な対策を考えるために、性犯罪の加害者であり、実際にR3を受講した人の話も参考にしたいと思っています。短い時間ですが、いくつか質問をさせていただきます。それではよろしくお願いします。

まず、あなたがした性犯罪について教えてください。

- 強姦致傷と強姦です。夜中に歩いていた中学生ぐらいの女性を後からつけていき、人気のない駐車場に連れ込んで脅して強姦したというものです。
- 性犯罪に及んだ動機や原因は何ですか。
- 自分はある意味で生真面目すぎるところがあり、交際した女性とは必ず結婚するものだという堅苦しい考えを持っていました。初めて女性と付き合ったのは大学3年生の頃でしたが、その女性とは色々あって浮気されて裏切られてしまい、その後につき合った別の女性にも浮気され、女性は男を裏切るものなんだ、どうせ裏切られるなら自分も女性を利用したっていいじゃないかという考えを持つようになりました。それから不特定多数の女性とセックスするようになりましたが、それだけでは欲求が満たされずに性犯罪をするようになりまして。最初は盗撮から始めて、痴漢、そして強姦という流れです。ですが、強姦しても欲求不満は続いていました。交際した女性を始め、人とのコミュニケーションが下手だというのが原因だったと思います。
- そのような原因は事件を起こした当時から分かっていたのですか。
- 当時は何が原因で性犯罪を起こしていたのかは考えていませんでした。子どもの頃を振り返ると、小学校の頃クラスの友達から、のけ者にされたり馬鹿にされたりしたこともあり、それもコミュニケーションがうまくないのが影響していたのだと思います。
- 女性から裏切られたという思いを晴らすという動機で性犯罪に及んだようですが、実際に性犯罪をして何か得られたものはあったのですか。
- 性犯罪によってその場の快楽を得たというのはありましたが、欲求不満は解消でき

ず、結局もやもやした状態が続いていました。

- 本当に得たかったものは性犯罪では得られなかったということですね。あなたが本当に得たかったものは何ですか。
- 本当は女性との関係の中で、お互いに愛し愛されという純粋な気持ち、愛情を満たすことを求めていますでしたが、それまでの経験で女性に恨みを持っていて、利用してやるという気持ちが前面に出ていたのです、本当に得たいものに気付けずにいました。
- 反対に性犯罪をして失ったものは何ですか。
- 長い時間を刑務所で過ごすことになり、家族や友人からの信頼も失いました。
- 被害者に対してはどのような思いを持っていますか。
- 事件を起こしたときは、女性は裏切るものなんだから、性犯罪をしてもまあ良いだろうと、被害者に対してもそういう感じでした。ですが、今は性犯罪を起こした原因は自分にあり、自分のエゴで性犯罪をしたことが分かり、被害者に対して本当に理不尽なことをしてしまったと申し訳なく思います。

< R 3を受講したことについて >

- R 3を受講した感想を教えてください。
- 逮捕されてから10年ぐらい経っており、刑務所に入ってから、再犯しないために自分に何ができるかをずっと考え、思いつく限りのことをやってきました。指導が始まると聞いたときは、それまでに自分は色々対策を考えてきたのに、ほかにも何かやることのあるのだろうかという不安と期待が混じっている感じでした。実際に指導を受けてみたら、自分がそれまで9年ぐらい考えて得たものが、指導では8か月ぐらいの短期間で同じぐらいの成果を得られたのですごくびっくりしました。
- 指導を受けた中では、どのようなことが良かったですか。
- 自分は9人の受刑者と指導担当の先生と臨床心理士の先生の合計11人のグループに入って指導を受けましたが、自分では気付かなかった問題点に、周りの人がそれぞれの人生経験を踏まえたアドバイスをしてくれて、自分1人では気付かなかった問題をはっきりさせることができたのが一番です。
- どのような問題点に気が付くことができましたか。
- 自分が不特定多数の人とセックスをしていたとき、実は人からの愛情を求めている

というのもそうですし、女性に浮気されて裏切られた気持ちになったとき、その気持ちに向き合って自分でケアできていれば、同じことが2人、3人とあったとしても、そういう負の感情が強くなることにはならなかったと思います。

- 指導を受けて学ぶ中で、出所後の再犯防止のために活かせることはありましたか。
- 自分が人とのコミュニケーションが下手だということに気付き、コミュニケーションの取り方を実際に学ぶことができたことは出所後に活かせそうです。
- R3を更に良くするためにはどうしたら良いと思いますか。
- 自分が指導を受ける前から事件について反省し、再犯しないためにできることをやってきたことは、指導を受ける前の良い準備になったと思います。ですが、受刑者の中には捕まったのに反省せず、被害者に対して少しも悪いと思っていないように見える人もいます。ですので、受刑者が指導を受ける前からきちんと準備をしておけば、より良い効果が得られるのではないのでしょうか。被害者に対する謝罪の気持ちと、再犯しないための具体的な対策が両輪となっていくのが理想だと思います。

<出所後の再犯防止に向けて>

- 出所後、再犯しないための具体的な方法は何ですか。
- 自分は傷ついたことがあっても、友人や親などにほとんど相談をしなかったのも、人ときちんとコミュニケーションを取っていきたいです。人に相談できていれば、ちょっとした自分の変化に周りが気付いてくれることもあると思います。それと、被害者に対する謝罪の気持ちをずっと持ち続けていくことも大事だと思います。
- 出所後も継続して再犯防止のための指導などを受ける予定はありますか。
- 出所後も継続して指導などを受けることで、リスクを少しでも減らしたり再犯防止の助けになったりすると思うので、そういうものも積極的に受けていきたいです。
- 再犯防止に向けて、周りの人などが支援できることはありますか。
- 自分が指導を受けたグループがたまたま良かっただけかもしれませんが、指導の中では、自分の子供の頃からの経験や事件を起こした原因などを話し合うので、そういう自分の深い部分を知ってくれている人がいるのが結構大事だと思います。自分のことを詳しく知らない人からアドバイスをもらっても、あまり役立たないかもしれません。グループの人たちのように自分の生い立ちとか悪いところを知っている人からなら良いアドバイスをもらいやすいと思います。出所後は、刑務所で知り合った人と会うことはありませんが、指導の先生が仲介するなどしてSNSのグループを作ったり

できれば、困ったときに相談しやすく、良い返事ももらえるように思います。

- 私からの質問は以上ですが、出席者から質問があるかもしれませんのでそのままお待ちください。

<出席者からの質問>

- **大茂矢矯正局補佐官**

それでは、出席者からも質問があればお願いします。

- **石井法務総合研究所総務企画部長**

盗撮、痴漢、強姦を繰り返していたということですが、当時は、犯罪を止めなければと思いつつも繰り返してしまっていたのでしょうか。それとも、女性に対する復讐心が強くてそういうことは考えていなかったのでしょうか。

- 実際にはどちらの気持ちもありました。女性に裏切られた復讐のために性犯罪をしたいという気持ちはありました。その一方で、自分のことは棚に上げ、別の人が盗撮をしているのは許せずには犯人を捕まえたこともあり、犯罪が悪いことだという認識はありました。性犯罪をしたい、でも止めたいという、ぐちゃぐちゃした気持ちでいました。

- **渡邊法務総合研究所部付**

指導を受ける前、自分なりに再犯しないための対策を考えてきたとのことですが、その内容を教えてください。

- コミュニケーションが苦手であることや、白黒思考があるといった自分の特徴について本などで調べました。どうしたら上手に人と付き合えるのかを考えたり、女性の気持ちを分かっているというのもあったので性犯罪被害者の手記を読み、心理学を勉強したりもしました。

- **渡邊法務総合研究所部付**

今回の事件は、女性に傷つけられる前に自分から先に傷つけてしまえ、というものであったように思われますが、出所後に再び傷つけられるような場面でどうしたら良いか、この指導の中でどのように整理することができたのか教えてください。

- そういう場面になってしまう前に、友達や家族などの協力者、ほかには自助グループもそうですが、困ったことを相談できる人間関係を作っておいて、女性関係のストレスを減らしたいと思います。また、そういう場面になってしまっても、周りの人に相談をしたいと考えています。

(2) 2人目

- 質問者（矯正局成人矯正課職員）
- 被聴取者（受刑者）

<本件性犯罪について>

- ここでは、R3を始めとした性犯罪対策について検討しているところですが、有効な対策を考えるために、性犯罪の加害者であり、実際にR3を受講した人の話も参考にしたいと思っています。短い時間ですが、いくつか質問をさせていただきます。それではよろしくお願いします。
まず、あなたがした性犯罪について教えてください。
- 夜間、路上を歩いている女性の後ろから抱きついて、近くの茂みに連れ込んで胸を触るという性犯罪をしました。
- 性犯罪をした動機や原因は何ですか。
- これだけが原因ということはないと思いますが、当時は、性犯罪をして自分の欲求を満たすことだけを考えていて、罪の意識というか、悪いことをしているという感覚をあまり持てていませんでした。また、仕事でもすごくストレスを感じていたのも1つの原因だと思います。
- ストレスと性犯罪はどのように結び付いたのですか。
- ストレスと性犯罪の関係は指導を受けながら何度も考えてきました。元々、性に対する欲求が強かったこともあり、自分はどうでもよいとか投げやりになると、ストレスを発散したい気持ちが歪んで、自分の趣味で解消するなどの発想にはならず性犯罪に走ってしまったのだと思います。
- ストレスを感じたときは、自慰行為をするなど性的な行動でストレスを解消する習慣があったのでしょうか。
- 冷静になれば、性以外の別の形でストレスを発散するということはできたと思いますが、当時は社会人になったばかりで、仕事上のストレスの対処の仕方が分かりませんでした。
- 事件を起こしたときの生活の状況を教えてください。答えられる範囲で結構です。
- 当時は、大学を出て初めて仕事をした時期で、職場の隣の独身寮に住んでおり、プライベートと仕事の境が全くないような状態でした。夜中に呼び出される不規則な生活でもあったので、どこで息抜きすれば良いの分かりませんでした。人に相談することが苦手で、人に頼ったり家族に本音を打ち明けたりすることができなかったのも

良くなかったと思います。

- 一般的には身近な人のほうが相談しやすいように思われますが、あなたは家族にも相談しにくかったということですね。
- そうですね。家族だからこそ心配かけたくないとか、むしろ本音は話せないというのが正直なところありました。
- 気持ちに余裕のない状況で事件に及んだように思いますが、事件をするときはどのような気持ちでしたか。
- 事件を起こしたときは、ただただ、自分が性犯罪をやりたいという欲求だけで動いていて、その瞬間は捕まるとか家族に心配をかけることなど全く考えていませんでした。
- 性犯罪をやりたい欲求があったとのことですが、性犯罪によって得られたことはありましたか。
- そのときの欲求が満たされただけで、そのほかは何も得られていないです。
- 逆に失ったものはありますか。
- 性犯罪を起こしたことで、自分の中で罪悪感というか、悪いことをやってしまったという気持ちはありましたし、逮捕されるまで、自分は犯罪をしたという誰にも言えない悩みを抱えていくことになったので、失ったものの方が多かったです。
- 被害者に対してはどのような思いがありますか。
- 本当にすみませんと謝ることですら、被害者してみれば恐怖であると思いますし、謝って済む問題でもないですし、自分が刑期を終えて、社会でどんなに頑張ったとしてもやったことは消えません。ただ、だからと言って自分が投げやりになって、また同じことを繰り返すのは違うと思うので、二度と繰り返さないということを自分にしっかり言い聞かせて、生きていくことしかできないと考えています。

< R 3を受講したことについて >

- 指導を受講した感想を教えてください。
- 指導ではどのようなことをするのか、全く想像もつかない状態で受講し始めましたが、受けてみると、自分と同じような事件を起こした人の話を聞くことができ、自分の状況を客観的に見ることができて良かったです。同じような事件を起こした人に、

自分が思っていることや体験したことを言うことについて、最初は抵抗がありましたが、話すことで少し気持ちが楽になったというか、今まで誰にも話せなかったことを指導の先生とか同じグループの人に聞いてもらうということが、これほど自分の役に立つというのに初めて気が付くことができました。

○ 指導の効果を実感して、実際に出所後の生活で活かせるようなことはありますか。

● 所内生活では、今後のことを考える時間がたくさんあったので、ノートにまとめたり頭の中で考えたりする時間を持ってました。家族に心配をかけたくないから相談しなかったというのが当時の自分でしたが、刑務所にいる間、こんな状態の私でも、家族が毎月面会に来てくれたり手紙をくれたりしたこともあって、今はそういうこともなく、何でも話ができることが何よりもうれしいことですので、出所してからは悩みをため込むことはしないで、家族だから頼るということを実践できたらと考えています。

○ R3の効果を更に上げるためにはどうしたら良いと思いますか。

● 指導の中で、ちゃんと人の話を聞いたり話をしたりというのは、今まで経験がなく、とても良い経験として残っているので、指導内容をこうしたら良いというのはあまり考えたことがなかったのですが、再犯した人はどうして再犯してしまったのか、再犯した人は指導をどのように受けていたのか、再犯した人の状況が分かれば更に自分のためになると思います。

<出所後の再犯防止に向けて>

○ 出所後に再犯しないための具体的な方法について教えてください。

● しっかりと仕事をして、まずは自立した生活を送ることが大切だと感じています。それから、自分が事件を起こした原因として仕事上のストレスが考えられるので、1人で抱え込んだり悩んだりする前に、しっかりと悩みを話せる人を見つけて打ち明けていくことが再犯しないことにつながると思います。

○ 再犯しないための具体的な方法として、社会内での指導プログラムを受ける人もいますが、あなたはそういったものを受けることについてどのように考えますか。

● 仮釈放になった後は、保護観察所でのプログラムを受けることになっているので、それはしっかりと受けたいと考えています。ですが、そのほかのことを生活の中で利用するということは具体的には考えていません。

○ そのほかに、周囲からどのような支援があると再犯防止につながると思いますか。

- 指導でのグループディスカッションはすごくためになったので、悩みとかストレスに押しつぶされそうになったとき、同じように悩みを打ち明けられる場があり、そこで集まって指導のときのように話をすることができたらと思います。
- 私からの質問は以上ですが、出席者から質問があるかもしれませんのでそのままお待ちください。

<出席者からの質問>

○ **大茂矢矯正局補佐官**

それでは、出席者からも質問があればお願いします。

○ **大場保護局観察課長**

出所してから前の事件と同じ状況になったとき、具体的にはストレスを感じたとき、女性の後ろ姿が見えたとき、そんな未来の自分を想像して、その自分にかかる言葉があるとすれば、どういう言葉をかけますか。

- すぐに浮かんだのは、また裏切るのかという言葉です。これまで学んできたことだったり、支えてくれた家族だったり、被害者を増やしてしまうということも含めて裏切ることになると思います。自分が傷つけてしまった全ての人を裏切るのかという言葉をかけたいです。

○ **石井法務総合研究所総務企画部長**

事件では強制わいせつ以上の行為には及んでおらず、性犯罪に求めていたのは単なるスリルであったのか、それとも性欲のはけ口として行ったものだったのでしょうか。

- そこは、はっきりと性的な欲求が強かったというのを自分でも認識していて、警察に捕まりたくはないという気持ちはあったので、スリルよりも性欲の方が強かったと思います。

○ **小島秘書課上席補佐官**

出所後、保護観察所のプログラムはしっかり受けたいということと、自分と似た体験をした人とのグループディスカッションの機会があれば良いということでしたが、現状、保護観察所のプログラム以外では、心理の専門家や医師による個別カウンセリング、警察官による面談もあります。グループでの支援がないとき、再犯を防止するための有効な手段として、医師やカウンセラーによる個別カウンセリング又は警察官による面談があるとすれば、どの支援が自分に合っていると思いますか。

- 出所後の生活状況や、それぞれの支援の内容を踏まえて考える必要があると思いますが、今の気持ちでは、カウンセラーの個別相談が一番自分に合っているかと思います。

2 性犯罪受刑者処遇に携わる専門家からのヒアリング

○ 大茂矢矯正局補佐官

続いて、性犯罪再犯防止指導の現状と課題についてヒアリングを行います。

講師の御紹介をいたします。早稲田大学人間科学学術院の嶋田洋徳（しまだひろのり）教授です。

嶋田先生は、認知行動療法の専門家であり、昨年6月から日本認知・行動療法学会の理事長にも就任されております。

R3に関しましては、平成17年のプログラム開発当時から、プログラム研究会の構成員として参画され、これまでもプログラムの改訂等に当たって御助言をいただいているほか、実際に指導に当たる施設職員に対しても定期的に御指導いただいております。

それでは、嶋田先生よろしくお願いたします。

○ 嶋田洋徳教授

早稲田大学の嶋田でございます。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。私からは、R3の現状と課題ということでお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<前提 R3指導の取組について>

今回、R3のより有効な活用に向けた課題について話してほしいという御依頼でした。課題の観点の方はいくつか準備させていただいたのですが、その大前提としてR3の特徴を述べさせていただきます。

まず、R3は刑事施設における特別改善指導の中でも先駆的な取組として、私ども民間から見ても、刑事施設の特徴や制約をうまく活用しているといえます。数十回に及ぶ継続的なセラピーは、民間においてはなかなかできないのが現状です。ある程度の制約はありますけれども、こういった対象者を拘禁する施設の中で適切な実践ができていないかと思えます。

私は、法務省が性犯罪者処遇プログラムを開発するに当たり、保護局と矯正局と一緒にワーキンググループを作った際に声掛けをいただいた経緯がありまして、かれこれ十数年R3に携わらせていただいております。当初はやはり、これまでにない指導を始めるということで、大分手探りで取り組んでいたように思います。ただ、十数年の実践を積み重ねるうちに、次第に指導のノウハウが蓄積されてきたと思います。私は、施設職員に対するアドバイザーとして定期的に川越少年刑務所と府中刑務所にお伺いしているのですが、指導場面では実際にグループの中に入りまして、先生方の指導をその場で共有しながら、必要があれば途中で私もお話させていただく形で関わっています。

現場の先生方からは、指導における悩みや困りどころも日々伺っています。そういった困りどころやその対応方法は、R3を管理する矯正局の中にも、現場の先生の中にも次第に蓄積されてきたという印象です。職員の中には、R3の指導歴が10年を超える

ベテランの先生方もいらっしゃるまして、もう大学等の心理療法の専門家といっても良いような技術を持った職員もいらっしゃいます。

また、R3は、施策としてだけではなく、学術的にも注目に値する取組であります。R3が始まってから、最初は報道関係の方の問合せが多かったのですが、国を挙げて性犯罪者に対する改善指導をやっていることが、徐々に社会内の関係者に広まってきておりまして、国の機関であれば、家庭裁判所などから問合せがあったり、民間であれば、医療施設や福祉施設、教育施設、民間心理相談室からの問合せもかなりあったりするのが現状です。これは、それだけ性加害行動がなかなか治りにくいと感じている関係者が多いことの現れであると考えられます。

私は、認知行動療法を専門としているのですが、認知行動療法はうつ病に対して効果があることが最もよく知られていまして、現在、うつ病に対して認知行動療法を実施した場合に、診療報酬の点数が付くようになっていきます。その一方で、うつ病に対する認知行動療法の診療報酬化より前に、法務省の方が先に政策的に取り入れたということは、非常に画期的だったと思っております。

<認知行動療法（CBT）とは>

認知行動療法について簡単に御説明します。認知行動療法は、私たちの「性格」や「人格」と言い表されることも、学習という現象で説明します。すなわち、経験に基づき取捨選択された考え方や行動によって私たちの性格が形成されているという枠組が人間理解の大前提となります。このことは、行動科学に基づく理解と表現されることもありますが、現在の心理学は、行動科学とニアリーイコールになっています。私たちはどんな人であれ、快を求めて不快を避けるという生物学的な行動の原則に基づいて、特定の環境下（状況）での学習によって、結果的に「性格」に見える「振る舞い方」や「考え方」を身に付けていくという考え方を取っています。

したがって、これまでの受刑者処遇では犯罪性人格というものをゆっくり改善していこうという考え方を取っていたのですが、R3で新たに導入されたこの認知行動療法においては、受刑者はある特定の環境において特定の行動をするということを誤って学習してきたはずであると考え、それを別の形の適応的な行動を「再学習」させることによって事態は解決に向かうだろうという指向性を持っています。したがって、心理学（行動科学）の分野では、人の行動を説明する時にS-Rという用語を使いますが、対象者が、当該の環境（S）で、そのような反応（R）の仕方を学習してきたと考え、結果的にそれが他者から見て「不適応行動」あるいは「適応行動」と判断しているという考え方を採用しています。したがって、生育歴を踏まえた素因としてのその者の特徴があり、特定の刺激がその者に加わった結果、犯罪行為に及ぶという図式で理解することになります。

<課題1 R3の効果のとらえ方について>

これを踏まえますと、課題の1点目としては、R3の効果の捉え方ということになります。現在の評価は、再犯をしたかどうかという結果指標、アウトカム指標が重視されていますけれども、実は同一プログラムを実施しても、同じような到達の程度が期待で

きるわけではなく、個々の対象者のアセスメントに基づいて、指導者が再犯防止のための到達度の目標を定めているというのが現状です。ちょうど、一般の学校において、同じ授業をやってもその到達度は異なることと同様です。すなわち、プログラム受講が終わると、受講者全員がプログラムの中身をよく理解していることが最も望ましいわけですが、同じものを行っているけれど、その到達度は個々の諸事情によって異なると捉えていただく方が適切であると思います。

認知行動療法の枠組に基づきますと、本件犯罪時と同じ環境に遭遇したときに別の振る舞い方ができれば再犯から遠ざかる第一歩になるという発想を持っていますので、その別の反応（コーピング）を引き出すということが、当面の一番の目標ということになります。これを続けることが、結果的にいわゆる根底にある人格や性格の改善につながるとも理解できます。根底にある人格の改善はすぐにはできませんので、こういう環境のときにはこう考えてこのように振る舞うという経験・学習を通じて変容を図っていくというのが認知行動療法の発想です。

したがって、学習による個々の変化を捉えるということが非常に重要な観点になります。実際に現場の指導場面に入っていると、この対象者はこういう改善があったということが実感として伝わってくるのですが、今はその実感を客観的に測る仕組みがないのが現状です。これは、アウトカム指標に比して、プロセス指標と呼ばれますが、評価の観点の整理の中にそれを組み入れることができると、R3の効果がより適切に把握できると考えられます。再犯したか否かというアウトカムに至るためには、事件を起こしてしまった環境において別の反応が取れるかというプロセスが必要であると考えられますので、このような指標を取り上げることも有益であると考えています。

<手口の「型」は同じでも機能が異なる>

ここでは、ごく簡単に性加害行動の原理を紹介します。例えば、痴漢の場合には、手を伸ばして触るということを「行動」として置き、その行動をいつ起こすかという目の前に好みの女性がいるという、きっかけに相当するものがあることを想定します。そして、そのときにストレスなど何らかの不快があったとして、触ったらその不快がなくなったというようなパターンの中には「負の強化」として理解し、不快なストレスへの対処を身に付けるというようなことを考えていきます。一方で、快樂の出現というパターンもありまして、これは「正の強化」として理解し、いわゆる面白いことがない、暇だというように快がないときに女性を触ったら快樂を得られたというものです。行動科学においては、ある行動が続くためには、その行動を起こしたときに、何らかの快樂が得られるか、または、何らかの嫌なことがなくなるかという2つのパターンがあるということになります。これを受刑者に応じて、どちらの要因の方が強いのか、すなわち、痴漢という行為は同じでも、行動の後に本人がどのような強化子を得ていたのかということを見立て、受刑者自身に自分の特徴を俯瞰的に理解させることが指導において不可欠であるということになります。

<課題2 調査と教育の機能的な連携について>

現在の受刑者に対するアセスメント（調査）は、科学的手法、すなわちエビデンスに

基づいた性犯罪者調査が行われており、受講するプログラムの密度決定等に当たって一定の意義があると考えております。ところが、実際の指導を行う中で行うアセスメントは、先に述べたような観点から、犯罪行動を続けてしまう要因や、それを促進してしまう環境、あるいは阻害できる環境はどのようなものかという、性犯罪者調査とは異なる観点が必要になります。つまり、どのように指導すれば再犯から遠ざかることができるのかという見立てが必要になりますので、現在、性犯罪者調査を中心として行われているアセスメントだけでは、トリートメント（治療的支援）の際には足りないというところがあります。

したがって、例えば、医療における診断名を付けることと、個々に実際の治療の手段が異なるように、性犯罪者調査の結果が実際の指導に直結して使われることがあまりないというのが現状です。言い方を変えれば、性犯罪者調査で行われていることと、実際の指導において必要とされている内容に少し不一致があるということです。もし、この現状を改善できるとすれば、現在の調査内容に加えて、認知行動療法においてケース・フォーミュレーションと呼ばれるような、どうして「犯罪行動を続けるのか」という見立てを取り入れることが考えられます。

<性犯罪者処遇（R3）プログラムの構成「要素」>

R3の構成要素につきましては、まず、自分はどうして犯罪をしてしまうのかという自己理解をした上で、認知・行動・情動という3つの要素から働き掛けるスキルを学びます（理論上は身体を加えた4つの要素）。最後は、再発防止計画というR3ではセルフ・マネジメント・プラン（SMP）と呼ばれるものを作成してもらいます。つまり、自分の犯罪の原因を自身で理解し、犯罪行動に対抗する対処スキルを学んで、自分にとっての再発防止計画を立てるといった構成になっています。

<課題3 認知行動療法の理論とスキルについて>

課題の3点目とさせていただきますが、我が国の法制度等により、罪種に基づいた処遇が行われていることを変えることはできません。その一方で、R3の指導においては、例えば痴漢の場合は、正の強化と呼ばれるいわゆる褒美タイプと、負の強化と呼ばれるいわゆるストレス解消タイプがありますが、強姦の場合についても同じことが言えます。逆に言うと、痴漢でも強姦でも手口という行動の型は異なっても、機能という心理的な仕組そのものは同じように理解することができます。これをうまく見立てていくことが指導上はとても重要なことで、この観点のアセスメントの枠組を踏まえて、個々の受刑者の性犯罪が持つ機能、つまりそれによって快楽を得ていたのか、不快を解消していたのかということを見立てていく必要があります。

R3プログラムにおいては、ある意味で性犯罪の抑止のために必要な全ての内容が入っていますので、一般にその内容に適した者を対象にすると効果が得られやすいと言えます。もちろん、グループ形式のプログラムに向かない者もいまして、例えば、個々の指導者に対しては話ができてグループになるとコミュニケーションが取れず話せなくなる者や、自分の手口や被害者を含め、周りにどう思われるかの不安が強いタイプの者は、プログラムの内容そのものに行き着かないこともあり、民間においてもこのような

場合はグループ形式から外すこともあります。この点は、ある程度のテクニックで補うことができるのですが、グループで行うプログラムの原則に受刑者が適応していないとグループワークで期待される効果を削いでしまうこともあります。また、実際の指導の様子を見てもらうと、同じ施設の職員であっても「ずいぶんと楽しそうにやっているんですね」と言われることがあります。「楽しそうにやっている」のには理由がありまして、本人にとって侵襲的な突っ込んだ内容であっても信頼できる者になら話すことができるという心理的メカニズムに基づいて、安全の場を確保しながら本音に基づく指導を進める必要があるためです。したがって、R3がこういった原理で運用されているのか、直接的には指導を担当しない職員、施設全体にもこのような枠組の理解が広がっていく必要があります、これによってR3に対して全体が協力的になっていくことが期待できます。

グループワークという手続につきましては、温かい関係というものをベースにしますが、個々の受刑者に対する見立てはそれ以上に重要です。したがって、何となく対象者全体に指導していると「温かい雰囲気グループワークができた」かどうかで終わってしまいますが、認知行動療法の場合には、グループワークの結果、個々の構成員がきちんと改善の方向に動いたかというところにこだわります。例えば、グループワークで、ある者が発表した際に「こういったところが良かったです」などといったフィードバックを行うのですが、そのようなフィードバックに加えて「今の話を聞いて自分自身にはこういうことに活かそうだと思います」といったところまで落とし込めると、グループワークの効果がより高まるということになります。

<課題4 R3の実務を担当する職員について>

課題の4点目として、今のような形式の中でグループワークの効果を高めるためには、異なる特徴を有する指導者が複数いることが望ましいということです。指導者が1人ですと、どうしても学校の授業のような形の知識教授のみになってしまうことが多いため、心理療法として成立させるためには、リーダーとコ・リーダーが協力して、グループ全体をこっちに引っ張ったり、あっちへ引っ張ったりすることで、受講者自身に多角的に考えさせる手続を取ることが非常に重要です。そのために、現行でも行われていますが、例えば刑務官の先生が1人制服で入っていただいて、心理・教育を専門とする職員とは違った観点からある意味厳しい意見を言ってもらうことは指導上非常に有効です。温かい場をベースにしながら、正論を述べる職員もいたり、少し受刑者寄りの意見を言う職員もいたりする展開が繰り返される中で、受刑者に自分にとっての適応的な行動とはどのようなものなのかを考えさせていくことが非常に重要な点になるわけです。したがって、このように処遇部門の刑務官の方と連携していくことを定着させることも有用であると考えられます。その一方で、直接的に指導に携わる職員の方々は、認知行動療法を用いた専門性の高い内容の指導に精通する必要がありますので、短期間での人事異動にはなじまないという側面もあります。私が見ている範囲でも、適切な指導ができるようになった先生が、そのタイミングで異動になるということが繰り返されています。ですので、あくまでも目安ですが、民間でも効果的な指導を実施できるようになるためには3年から5年程度は必要と考えていますので、そのような配慮も可能であれば必要

であるように思います。

そして、女性の職員が性犯罪者の指導に対峙して当たることへのケアが欠かせないと考えます。私も含めておそらく民間の感覚では、R3を始めるまでは、性犯罪加害者は男性職員、性犯罪被害者は女性職員が対応するというように何となく分けていました。ところが、カナダで行われている先駆的な性犯罪者処遇の視察などでも、セラピーの中で男女の適応的なコミュニケーションの在り方を直接的に見せることが非常に重要であると指摘されていました。これを踏まえて、我が国でも女性の職員が性的な用語や俗語などを使いながら実際の指導に当たっているわけです。R3の効果を維持するためにも、性犯罪受刑者を指導するスキルの習得と同時に、指導者側が疲弊しないようなメンタルケアも非常に重要になると考えます。

対象者の中には、例えば「女性の方だって痴漢されることを望んでいる人がいますよね」などと言う者もいます。そのような場合、テクニックとしてのある意味の御法度は「女性はそういうことを望んでいません」といわば女性の代表として正論を返してしまうことです。この場合には、「確かにそういう人もいるでしょうね」という応答を用いて、一度受刑者の考え方に乗って、そのように考えていても改善していく方法があるということを粘り強く対応していくわけですので、女性の職員には相当の負荷がかかっていることが容易に分かります。R3だけでなく、刑事施設で行われる薬物依存離脱指導（R1）、暴力防止プログラムなども認知行動療法がベースとなっていますので、可能であればということですが、R3に限らず、認知行動療法専従班といったようなものを作って、先のR3に携わる女性の職員のような特異的な場合を含めたテクニック等の必要なスキルを各施設に普及させていくことも課題を解決するための一つの方法であると考えられます。

<課題5 現行の指導形式になじまない者について>

そして、課題の5としていますが、現行の指導形式になじまない者もいるという問題です。現実には、性犯罪に及ぶ問題性の重篤度が高い者については、いわゆる抗男性ホルモン剤といった薬剤を使うことが適切な場合もあります。落ち着いた環境の中で落ち着いて話し合うことは、極端に言えばある程度誰でもできるのですが、実際の場面で興奮のスイッチが入るトリガーに接したときには、生物学的に性犯罪を自身の力だけでは止めることができにくい者もいます。そういった者には薬物療法が必要な場合もあることも御承知置きいただきたいとします。また、刑事施設にある程度適応できたとしても、能力的にコミュニケーションスキルに困難がある者、発達障害を含めて内省能力に乏しい場合もあります。自分自身がどのような時にどのように考えているのかということ俯瞰的に考えられるかどうか、そして、自身の内面の状態について適切に言葉を用いて相手に伝えることができるかどうか、このあたりも治療的支援にうまく乗るかどうかの重要な観点になります。ほかに、いわゆる反社会的勢力の構成員の履歴がある者などはグループワークの中で指導者のあげ足を取るようなことも頻繁に起きます。そこで、指導者はこれらに対応できる技術を習得していく必要があると考えられる一方で、グループを乱そうとする程度が著しい場合にはグループに入れることが適切ではないという判断もあり得ると考えます。対比的に、本件を否認している場合や、性的動機を否認し

ている場合には、テクニックで対応できることもあります。これらの問題に対して、現在は、実務担当者の技術的な工夫によって対応しておりますけれども、その習得機会のスーパービジョン（SV）体制といったものが施設によって大きく事情が異なっているということも聞いています。そこで、R3の指導形式に多様性を持たせる、例えば、個別指導形式ということも考えられるかもしれません。また、SVの体制を矯正局の方で整えるといったことも有用であると考えられます。この点は、私どもの学会への御依頼があれば、事前に相互研修をしながらSVに適任の者を紹介するということが可能です。このようなことについても円滑なR3プログラム実施のために考慮していただければと考えております。

<課題6 社会内処遇との機能的な連携について>

課題の6点目として、社会内処遇との機能的な連携についてです。やはり効果の持続性を考えると保護観察所をはじめ、民間の医療機関、セルフヘルプ（自助）グループの支援、その背景となる職業を含めた生活基盤の支援が必要であろうということです。そういった支援体制が整っていないと、出所した日にそのまま電車に乗って再犯してしまうということもあります。せっかく矯正の中で十数年間培ってきたノウハウがありますので、いかにそれを社会的リソースにつなげていくかということについても留意しながら、社会内の関係機関につなげていくことが必要であると考えています。

ところが、社会内の支援機関となるリソースは極端に少ないのが現状です。現在、精神保健福祉センターのような公的な機関でも性犯罪者の受け入れは断られるということが続いています。薬物事犯者の方は、現在は多くの公的な機関でも受け入れられやすくなっていますが、性犯罪者はそうではなく、民間に紹介されてくるのがかなりの数にのぼります。したがって、ひとつの課題の解決方法としては、民間にプログラムの内容を公開していくということが挙げられます。もちろん多くの制約があるでしょうから、プログラムを全て公開しなくても、R3はこのような内容で、対象者はこのようなことを指導されて社会内に出て行っているということを、ある程度関係機関と共有することができれば、施設内から社会内に性犯罪者処遇の効果を広げていくことができるのではないかと考えています。ただ、現状では、認知行動療法自体が、まだその正しい理解が十分にそれほど普及している心理療法ではないので、例えば国の方で、社会内の関係機関を対象に、認知行動療法の説明会や研修会等を開催して、R3プログラムの効果を社会内でも継続することを目指してアピールしていくことも重要であると考えています。

実際には、対象者は社会内の機関につながろうと思っても門前払いされることがかなりの数ありますので、認知行動療法の技術を直接的に持たない施設でも、ここなら性加害行動の改善への対応を相応にしているというリストなどの情報を提供することはできるのではないかと考えています。もちろん、国が特定の民間の団体や機関を紹介することができないという制約等はあると思いますので、現在は、精神保健福祉センターのリストを載せてもらったにとどまっているのですが、何とかそれ以上に出所者を社会につないでいく仕組みを考えていただきたいと思います。

<公認心理師に求められる役割・知識・技術>

また、昨今、公認心理師という国家資格が創設されました。これは文部科学省と厚生労働省が共管した形で公認心理師法が施行され、国家資格を持った心理師が活動することになりました。こちらでも心理療法の中軸となるものが、認知行動療法と示されていますので、認知行動療法の考え方を普及させる機会がありましたら、御協力いただければと考えています。

<まとめ>

まとめでございますが、まず必要だと思っていることが、認知行動療法に関する更なる研修ということです。実は、（常勤の）職員の方々には研修する機会が相応にあるのですが、民間の処遇カウンセラーといった非常勤職員の方々に私たちが研修する機会はほとんどないため、意識が高い方々に対しては、学会や民間の研修会などに来ていただいて、様々な質問を受けたりしているところが実情です。そして、処遇カウンセラーを含めた実務担当者のスキルアップに加えて、R3を実施している施設の職員の方には、実務担当者でなくてもR3がどのような仕組みで行われているのか理解してもらうことも重要であると感じています。この点は先駆的なカナダの取組でも強調されていました。

そして、資料の方には、R3の運用方法の体制整備・弾力化と書かせていただいておりますが、例えば、R1や暴力防止プログラムなどの認知行動療法を基盤とする改善指導を横断して認知行動療法の専従チームを作ることが考えられます。あるいは、調査と教育の機能的な連携、そして、グループ形式だけではなくR3の指導形式に多様性を持たせるということも考えられます。なお、矯正局の通知のレベルでは、このところグループワークは受刑者9名とすると指定されていますが、一度に9名という人数を指導することは非常に困難です。ですので、マンパワー等を補充する機会がありましたら、半分とは言いませんが、人数を3分の2ぐらいに絞っていただきたいと思っております。9名でも対応できないことはないのですが、やはり、結果的に教科書レベルの知識教授で終わってしまうことを懸念しています。本当のねらいである確実な効果を持たせるには、9名という数は多すぎると考えております。

そしてプロセス指標という話をさせていただきましたが、アウトカムとして再犯したかしなかったかという指標以外の観点から効果を測定する別の指標の導入も考えていただきたいと思っております。

それから、矯正の効果は社会内で試されることとなりますので、そのリソースとして、色々な機会を作って様々な機関とつながっていただきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○ 大茂矢矯正局補佐官

嶋田先生、ありがとうございました。

それでは、出席者から御質問があれば、挙手の上御発言願います。

○ 高井刑事局付

貴重なお話ありがとうございました。先ほどプログラムを受講した受刑者の1人目の話

の中で、R3のプログラムに当たっては謝罪の気持ちと指導が両輪であるという話がありました。彼の言う謝罪の気持ちというものがどのようなものであるのかまではつかみきれませんが、認知行動療法の観点から見て、被害者への謝罪の気持ちというものは、自分を変えたいという意欲に結びつき、プログラムの効果をもたらすものとして位置付けられるものなのではないでしょうか。

○ 嶋田洋徳教授

被害者共感性や謝罪の気持ちというものは、いわゆる被害者の痛みを知って、自分の行動の改善に結び付けようとするという考え方だと思いますが、その問題行動へのブレーキの利き方は、個々の受刑者によってだいぶ異なるというのが実状です。例えば、インタビューをした1人目の方だと、コミュニケーションの問題に触れていました。コミュニケーションが取れているうちは大丈夫ですが、取れないようになると問題であるという自己理解は、他の方には必ずしも当てはまりません。このような考え方は、例えば、痴漢をする者に、その行動を止める認知的な方法として「触ろうとしている女性が警察官かもしれませんよ」と想像させることがあります。そうすると「そう考えると確かに怖くて触れませんね」という反応が一般的ですが、中には「女性警察官だったとしたらどんな反応するのかな」と、より性加害への動機が高まってしまう者もいるわけです。ですので、「機能」という「ブレーキの利き方」はみんな違うということを理解して、自分専用のSMP（セルフ・マネージメント・プラン）作成の方向に促していくということが重要です。したがって、御質問に直接お答えしますと、残念ながら、被害者共感性や謝罪の気持ちが性犯罪を止めることに対するエビデンスはだいぶ少ないのが実情です。被害者の痛みを知っても止められない者がいると理解していただいて良いと思います。ただし、何が自分自身のブレーキになるのかということを中心に考えさせていくことが中心にはなるのですが、社会に出たときの生活環境と折り合いをつけなければいけませんので、社会に受け入れてもらうためには、自らの行動を省みて謝罪をするという観点やスキルは身に付けなければいけないと考えています。実際に、反省というものを大切にするという観点から、今現在の指導は行われています。

○ 大茂矢矯正局補佐官

ほかに御質問ありますか。

○ 吉田秘書課企画再犯防止推進室長

貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。プロセス指標について教えていただきたいのですが、グループワーク等の中では、本人が事件を起こしたときと同様の環境に遭遇したときに別の反応を引き出せるかどうかを見ていくということでしたが、全く同じ環境を再現できない中で、出所者の反応に変化が生じたかどうかの評価は、どういった点に着目して行うものなのではないでしょうか。

○ 嶋田洋徳教授

実際には、対象者の言語報告によるところが大きいです。例えば今日のインタビューで

プログラムを受講した2名の方が期せずして同じことを言っていました。自分は初めこうだったけれども、今はこういうように考えられるようになったというものが、まさにその評価ができる反応の1つです。例えば、目の前に薄着の女性がいた場合、以前は、性犯罪をやってくれというサインじゃないかと言っていたものが、今現在は、薄着をしているのは暑かったからかもしれないし、たまたま急いでいたから準備の時間がなく薄着をしていたのかもしれないと考えられるようになったなどがそれに相当します。そして、結果的にそれが加害をしないためのブレーキになっているのかということにこだわって指導しています。そこでは、「女性を襲うことはもうしません」などという望ましい答えを引き出すだけではなくて、そういう考え方を持ったときに、本当にあなたの足は止まりますか、性犯罪はしませんか、というところにこだわって指導していますので、そのあたりが言語報告のレベルで確認できればまずは良いということになります。

そして、私たちは、俗に「裏を取る」という言い方をしますが、本人にとっての機能の確認は、このような直接的な質問に対する言語報告だけではなく、例えばグループワークでほかの者にアドバイスをしているとき、あるいは別の文脈、別の場面で話をしているときにも行います。そして、犯罪行動を抑止する方向の同じような反応が出てくれば、性犯罪のブレーキとなる機能を有している可能性があるかと判断しています。

○ **大茂矢矯正局補佐官**

ほかに御質問ありますか。

○ **渡邊法務総合研究所部付**

貴重なお話ありがとうございました。先生がおっしゃっていた、本件や性的動機を否認して刑務所に来た対象者について、どのように指導に乗せていくかということと、もう1点、認知行動療法の正しい理解はそれほど普及していないと先生がおっしゃいましたが、民間などにおいて認知行動療法以外で行われている手法のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

○ **嶋田洋徳教授**

1つは、本件否認や性的動機を否認している者についてということですが、R3プログラムは、最終的に性加害をしないということに、ある意味で特化していますので、本件を否認しているかどうかにかかわらずということ。例えば、中には、裁判官が勝手に決め付けたんですとか、弁護士がちゃんとかばってくれなかったんですなどと言う者も割と多くいますが、その際は「そうだったんですね」ということで、まずは指導者側はそれを受け入れます。そして、性犯罪は誤解だと主張する方に対しては、たとえ嘘だと思えても真実は確かめようがないことを踏まえて、せつかくこういう教育の機会があるんだから、今後これ以上誤解されないよう備えましょうということで指導の内容にうまく誘導していくという対応をします。これはかなりのテクニックと経験が必要ですので、現場の先生方からもよく質問を受けるところです。また、性的動機否認というものは、例えば、窃盗目的で家に侵入したところ、たまたま被害者が裸で寝ていたから触ったというような場合ですが、そういった者でもR3の対象となることがありますので、性加害をしたということ

を外さないようにしながら、性加害に至る一步手前である窃盗のために住居に侵入するという行動の変容に焦点を当ててやってみる、あるいは、飲酒下であれば、飲酒までのプロセスの行動の変容に焦点を当てていくというように、少し置き換えて指導しています。

それから、認知行動療法以外の手法といいますと、例えば断酒会などと同じような嗜癖行動としてのセルフヘルプグループがあります。同じ問題を抱える者たちが集まってみんなで支え合う取組が行われています。ただ、多くの民間の取組も国がR3を導入してからだいぶ認知行動療法のような取組が多くなってきました。そういったセルフヘルプグループだけでは再犯は止めにいくと関係者は分かっているということもありますので、そういった工夫がなされているのだろうと拝察しています。しかし、そのように性加害の防止に取り組んでいる施設でも、しっかりした専門的な治療的支援を行っている施設がある一方で、独特の考えや手続が用いられている施設もあるようです。これは、半分は国がR3プログラムを公表していないという要因もあるのですが、ごく簡単に言いますと、ある意味で精神論的に、マスターベーションをすることも再犯の第一歩であるといった極端な教え方をしている所もあるようです。そういった非現実的な指導や支援も実際に行われている部分もありますので、やはり、結果指標やエビデンスで見えていくことが大事であるということが私どもの立場です。

○ **大茂矢矯正局補佐官**

よろしいでしょうか。それでは、最後にワーキンググループ副座長である石井法務総合研究所総務企画部長に御挨拶いただきます。

○ **石井法務総合研究所総務企画部長**

嶋田先生、また、椿川越少年刑務所長をはじめ本日の会合に御対応いただいた職員の皆さま、本日はありがとうございました。本日の会合では、R3の受講者の2名から話を聞くことができ、特に、2人とも今後の有効な再発防止策について、1人目の方はSNSのグループのようなものを利用して同じく受講していた者と引き続き連絡を取り合えたらといったことを述べていまして、もう1人もグループワークのようにみんなで話ができたらいいといったことを述べていたことが印象に残りました。

法務総合研究所では、外国の政策の研究をしていますけれども、カナダなどにおいて行われている、COSEAと呼ばれる何名かの市民ボランティアが出所した性犯罪者を社会で見守るという取組が有効だと聞いております。今日のR3プログラム受講者の話を聞いても、そのような見守りの取組が今後の再犯の防止策の1つとして有効なのかもしれないと思ったところがございます。

本日のワーキンググループで得た結果を踏まえ、引き続き、R3の効果検証を含め、性犯罪の実態把握に努めてまいりたいと思います。

○ **大茂矢矯正局補佐官**

それでは、以上をもちまして性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第5回を閉会いたします。

—了—